

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、総務省が発行する広報誌への情報掲載やこども霞が関見学デー等についてご紹介します。

1 総務省が発行する広報誌への情報掲載について

公害でお困りのときは、市町村等の公害苦情相談窓口にご相談することができます。公害等調整委員会では、市町村等が受付・処理した公害苦情について、毎年度調査を実施しています。

広報誌「総務省」令和7年3月号に、令和5年度公害苦情調査結果の概要を掲載しました。公害苦情の受付件数の推移や主な発生原因別の受付件数などを掲載しています。ぜひご覧ください。

図3 主な発生原因別 公害苦情受付件数

発生原因	件数	割合
工事・建設作業	12,530	18.1%
廃却(野焼き)	10,616	15.4%
自然系(自然現象・野生動物等)	8,528	12.3%
投資された商業地	7,090	10.1%
産業用機械作動	4,940	7.0%
家庭生活(その他)	2,674	3.8%
流出・漏洩	2,353	3.4%
飲食店営業	2,076	2.9%
移動発生源(自動車運行)	1,307	1.9%
産業排水	992	1.4%
焼却(施設)	954	1.4%
家庭生活(機器)	894	1.3%
カラオケ	805	1.1%
家庭生活(ペット)	559	0.8%
移動発生源(航空機運行)	454	0.7%
移動発生源(鉄道運行)	75	0.1%
その他	8,040	11.5%
不明	4,260	6.0%

図4 苦情申立てから処理までの期間別 典型7公害の直接処理件数

期間	件数	割合
6か月超～1年以内	2,107	4.7%
3か月超～6か月以内	5,853	13.1%
1か月超～3か月以内	2,336	5.2%
1週間超～1か月以内	3,626	8.1%
1週間以内	29,289	65.6%
1年超	1,240	2.8%

典型7公害の直接処理件数を苦情申立てから処理までの期間別に見ると、最も多いのは「工事・建設作業」で12,530件(18.1%)、次いで「廃却(野焼き)」が10,616件(15.4%)となっています。(図3)

典型7公害の直接処理件数を苦情申立てから処理までの期間別に見ると、1週間以内が29,289件(65.6%)と、1週間以内に直接処理件数の3分の2が処理されています。(図4)

直接処理とは…
加害行為または被害の原因が明確した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいいます。

公害で困ったときは、まずはお近くの市町村などの公害苦情相談窓口にご相談してみましょう。

詳しくはこちらから
公害情報調査 <https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/main.html>

公害苦情相談 <https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/how/Pollution-complaint.html>

MIC NEWS 2

公害苦情の受付件数は3年連続で減少

～令和5年度公害苦情調査結果概要～

お近くの市町村などに設置されている公害苦情相談窓口では、騒音や悪臭などの公害でお困りの方のご相談を受け付け、簡単な手続きによる解決を図っています。公害等調整委員会事務局では、こうして市町村などが

受付・処理した公害苦情について、毎年度、調査を行っています。「令和5年度公害苦情調査結果」の概要は、以下のとおりです。

公害苦情の受付状況

図1 全国の公害苦情受付件数の推移

令和5年度の公害苦情受付件数は49,153件で、前年度に比べ2,437件の減少(約前年度比減3.4%)となっています。(図1)

図2 典型7公害の種類別 公害苦情受付件数の推移

典型7公害の公害苦情受付件数は48,959件で、公害の種類別に見ると「騒音」が18,998件(38.6%)、「大気汚染」が13,165件(26.9%)、「悪臭」が9,743件(19.9%)となっており、この上位3つの公害で全体の8割以上を占めています。(図2)

典型7公害とは…
環境基本法第2条第3項に定められた、(1)大気汚染、(2)水質汚濁、(3)土壌汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤沈下、(7)悪臭を指します。

広報誌「総務省」令和7年3月号は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/02koho03_03005130.html

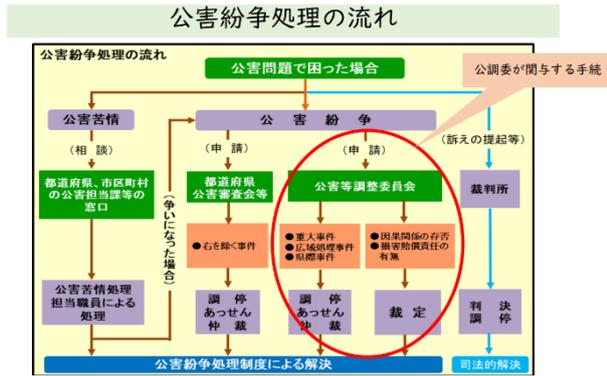
「令和5年度公害苦情調査」の詳細は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/kujyou-r5_index.html

公害紛争処理制度を知っていただくために

2 第 77 期司法修習生選択型実務修習にて 公害紛争処理制度について講演

公害等調整委員会では、令和 7 年 1 月 23 日（木）に実施された第 77 期司法修習生選択型実務修習にて裁判外紛争解決プログラム（ADR）の一つとして、公害紛争処理制度について講演し、29 名が参加しました。



(参考) 講演資料の例

受講者アンケートによると、講演前から制度について知っていた修習生は回答者 20 名中、2 名でしたが、講義を聞いて回答者全員が公害紛争処理制度を紛争解決手段として利用したいと答えております。

今後も、公害紛争処理制度を利用していただけるよう同プログラムにおける講演を続けてまいります。



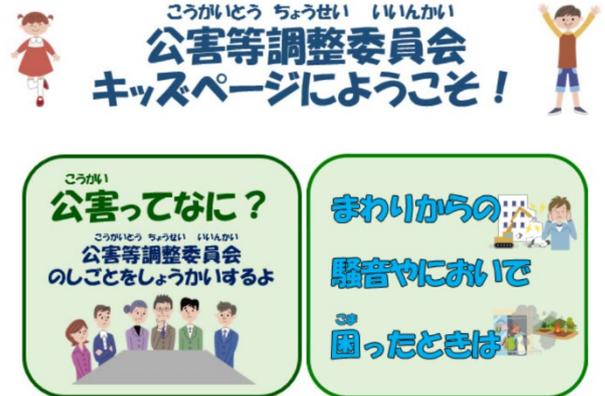
第 77 期司法修習生選択型実務修習の様子

3 こども霞が関見学デーの実施について

公害等調整委員会では、令和 7 年 8 月 6 日（水）、7 日（木）に「こども霞が関見学デー」のイベントを開催します。

「音」に関するプログラムを開催する予定です。開催場所やプログラム内容などの詳細については、決まり次第、公害等調整委員会の子供向け特設サイト「公害等調整委員会キッズページによるこそ！」や公式 X (旧 Twitter) アカウントにてお知らせします。

公害等調整委員会(こうがいとうちょうせいいいんかい)キッズページによるこそ！



X @MIC_kouchoi

“音の体験”や“工作”など、小学生・中学生はもちろん、就学前のお子さまも楽しめる内容を企画中です！多くの皆様のご来場をお待ちしております。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子どもたちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、体験活動への参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

4 X (旧 Twitter) 公式アカウントについて

公害等調整委員会の取組及び公害紛争処理制度に関する情報等を発信することを通じ、制度等に関する理解を深めていただくことを目的とし、令和4年4月に公害等調整委員会の公式 X アカウントを開設してから3年が経ちました。

こちらのアカウントでは、公害紛争処理制度に関する情報のほか、報道資料に関する情報、子ども霞が関見学デーに関する情報、また、当誌に関する情報等について発信しております。

ぜひ、フォロー、いいね、リポストをよろしくお願いします。



公害等調整委員会公式 X アカウント

https://x.com/MIC_kouchoi



5 公害相談ダイヤルの臨時休業について

公害等調整委員会では、公害に関するトラブルや公害紛争に係る調停や裁定などの申請に関するご相談を受け付けています。

令和7年5月30日(金) 13:00~17:00 は臨時休業とさせていただきます。なお、5月30日にメールでご連絡をいただいた場合は、翌日以降に順次、対応いたします。何卒、ご容赦ください。

こうちょうい 公調委 公害相談ダイヤル

公害等調整委員会「申請相談担当」

tel: 03-3581-9959

e-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※受付時間は、月~金の 10:00~12:00、13:00~17:00 (祝休日及び12月29日~1月3日を除く。)